

奈良市里山整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 本事業は森林環境譲与税を財源とし、集落に隣接する森林等により構成される里山(以下、「里山」という。)の整備及び保全(以下、「整備」という。)について、里山周辺の景観や生活環境等の維持増進と里山が存する地域の活性化を目的として、自治会等の地縁組織、ボランティア団体等の自主活動団体、もしくはNPO法人等その他団体(以下、「地元団体等」という。)が主体となつて行う活動に対し、奈良市里山整備事業補助金(以下、「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとする。その交付については、奈良市補助金交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画の対象地域に規定する民有林が存在する土地を所有、占有、又は管理をする地元団体等で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 里山整備について、土地所有者等の同意を得ていること。
- (2) 地元団体等の構成員の過半数が、本市に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 地元団体等の定款、規約又は会則等を有し、代表者及び経理について定められていること。

(補助対象民有林)

第3条 補助金の交付の対象となる民有林は、0.1ha以上の連続した民有林のうち、次の各号を除くものとする。

- (1) 森林法第25条第1項又は同法25条の2第1項及び第2項の規定により指定された保安林
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 他事業の事業採択により整備を実施した民有林

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、地元団体等が行う里山の整備及び保全を図るための施業等に要する別表に定める経費とする。

2 前項について、本市以外の国、県、団体予算により補助金又は助成金等の交付を受けている場合、補助金の交付の対象とすることができない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、施業等の内容により別表に定める単価表に基づき施業地の面積を乗じ算出した額と、施業の実施に要する金額のいずれか低い額とし、1の補助対象者当たり50万円を限度とする。また、補助金の交付は、1の施業地について1の補助対象者当たり3年度を限度とする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の12月末日(ただし、その日が奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までに補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 地元団体等構成員一覧表
- (4) 地元団体等の定款、規約又は会則
- (5) 整備予定区域図
- (6) 経費の算出根拠となる書類(見積書、設計書、価格表等)
- (7) 事業の実施について森林所有者の同意を得ていることを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、書類の審査及び現地の森林の調査により適否を審査して、補助金を交付することと決定したときは、

補助金等交付決定通知書(規則別記第2号様式)により補助対象者にその旨を通知するものとする。

(協定の締結)

第8条 補助対象者は、事業の実施に当たって、本市と里山整備事業による保全管理協定書(様式第2号)を締結するものとする。なお、協定の期間は、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間とする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助対象者は、当該補助対象事業等が完了したときは、事業を終了した日から起算して30日以内又は事業実施年度の1月末日(ただし、その日が奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までのいずれか早い期日までに補助金等実績報告書(別記第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 整備の施行前中後の状況が分かる写真
- (3) 整備区域図
- (4) 経費の算出根拠となる書類(契約書、領収証等の写し)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(証拠書類の保存期間等)

第10条 補助対象者は、当該補助事業の施行及び経費の収支に関する証拠書類その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、保管しなければならない。

(施業地の維持管理)

第11条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間は、施業地の維持管理に努めなければならない。

(その他)

第12条 この要領及び規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

・補助対象経費

費目	内容等
委託料	伐採、搬出、除草、下草刈り、地拵え、植栽等の委託料
使用料	チェーンソー、草刈機、林内作業車等作業用機械のリース費
消耗品費	チェーンソーや草刈機の替刃、軍手、安全靴、燃料費、活動日の傷害保険料、苗木のための土・肥料等、苗木の食害防止対策用品、歩道の設置もしくは改修等の資材等に要する費用
工事請負費	歩道整備、階段工、展望所又は休憩場所の整備等に要する工事請負費
原材料費	苗木、枕木、木杭等の費用
日当	直営による作業従事者の日当(時間単価上限 1,000円×時間)

別表(第5条関係)

・補助金の額

施業種別	施業の内容	補助単価
計画策定	里山整備に必要な調査、測量等	342,000円/ha
環境整備 (搬出なし)	立木又は竹の伐採及び伐根(搬出なし)、除草、下草刈り、地拵え、植栽、歩道整備、階段工、展望所又は休憩場所の整備等	312,000円/ha
環境整備 (搬出あり)	立木又は竹の伐採及び伐根(搬出あり)、除草、下草刈り、地拵え、植栽、歩道整備、階段工、展望所又は休憩場所の整備等	452,000円/ha
更新整備	植栽の苗木、植栽木の食害防止対策	1,400円/本

様式第1号(第6条関係)

奈良市里山整備補助事業補助金等交付申請書

年 月 日

奈良市長

所在地:

団体名:

代表者名:

連絡先:

年度において、奈良市里山整備補助事業補助金の交付を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

なお、本事業の実施に際し境界に関する争いが生じた場合には、申請者の責任において対応を行います。

整備する森林の所在	奈良市	
補助金交付申請額	円	
事業期間	開始予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 地元団体等構成員一覧表 (4) 地元団体等の定款、規約又は会則 (5) 整備予定区域図(整備範囲のわかるもの) (6) 経費の算出根拠となる書類 (7) 事業の実施について森林所有者の同意を得ていることを証する書類 (8) その他	
主務課長の意見		

※土地所有者等の承諾については、申請団体の責任において同意を得ていること。

様式第2号(第8条関係)

奈良市里山林整備事業による保全管理協定書

奈良市里山林整備事業を実施した土地の保全管理について奈良市を甲とし、事業実施者 を乙として、甲及び乙は次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙が実施した森林環境譲与税を活用した里山林整備事業(以下「事業」という。)の土地の保全管理に関して、甲が必要な事項を定めるものとする。

(事業地)

第2条 事業地は次のとおりとする。

- 1 所在地
- 2 面積

(協定期間)

第3条 協定期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(事業地の管理)

第4条 乙は、その他関係者と相互の協力のもとに、事業地における整備の効果が維持されるよう、下刈りや倒木の処理、侵入竹の除去等適切な管理に努めるものとする。

- 2 乙は甲が維持管理状況の確認等のために事業地へ立入ることを認めるものとする。

(行為の制限)

第5条 乙は、この協定期間中は、事業地において土地の形質、用途の変更及び林木の皆伐による伐採行為を行わないものとする。

ただし、やむを得ない事由により土地の形質の変更及び林木の皆伐による伐採行為を行う場合は、あらかじめ甲と協議の上、承諾を得なければならない。

なお、災害時等緊急を要する場合は、行為完了後、甲へ通知することとする。

(権利の譲渡)

第6条 乙は、第2条の事業地の所有権(地上権を含む)の全部または一部で譲渡しようとする場合は、あらかじめ甲に協議することとする。

(特定の事情による協定の失効)

第7条 次の各号に掲げる場合は、この協定の全部又は一部についてその効力を失うものとする。

- (1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 乙は、第4条、第5条又は第6条の義務に違反したときは、甲が負担した整備に要する補助金相当額を甲に支払うものとする。

(協議の決定)

第9条 本協定に疑義があるとき、または定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 奈良市二条大路南1番1号
奈良市長

乙 住所
氏名

